

# 原発関連証明書の発行申請に係る変更について

令和5年10月  
農林水産省輸出・国際局  
規制対策グループ

# 本日の説明のポイント



- 【1】 今まで、加工された食品等に係る原発関連証明書の発行申請の際、申請者が製造者でない場合には、生産・加工施設の所在地等の確認資料として、「取引先又は申請者本人による確認書」等の提出を求めています。これからは、以下（1）又は（2）のいずれかの資料の提出が必要です。
- （1）製造者（商品ラベルに記載のある販売者を含む）が作成した確認書**
- （2）申請に係る実際に輸出する食品等の実物の写真で以下1から4の内容の全てを満たすもの及び撮影場所が分かる資料として撮影した写真に関する情報申告書**
- ＜写真の条件＞
1. 実際に輸出する商品に係る事業者（倉庫業者、運送業者又は通関業者等をいう。ただし、申請者及び当該商品の仕入れに係る事業者を除く）が写真撮影すること
  2. 撮影日を明らかにすること
  3. 輸出する商品の商品名ごと及び製造所ごとに、商品の包装表示全体の内容が確認できること
  4. 輸出する荷姿全体が確認できること（梱包総数が計算可能な状態であること）
- 【2】 審査において確認が必要な場合、**手続規程の別紙ZZ-02「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」に基づき地方農政局職員等による現地確認を行います。**
- 【3】 輸出証明書については、貨物が確認可能なときに発行するものであり、**出港後は輸出貨物の確認が行えないため、輸出証明書の申請受付及び発行を行いません。**出港日直前に申請がなされると、出港日までに審査が終わらない可能性がありますので、時間に余裕をもって（出港の5営業日前まで）申請してください。

○施行時期：令和5年11月1日を予定

# 改正の概要

- 現在、韓国や中国、仏領ポリネシア、台湾は、日本から輸出される食品等の産地について規制を講じるとともに、日本の政府機関が発行する証明書を受けています。
- 一部の輸出先国から、産地証明書に記載された産地等について疑義照会があり、農林水産省が農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第53条に基づき調査したところ、一部の事業者が**虚偽又は不実の申請**を行った事案が確認されました。
- 今般の事案を踏まえ、次に説明するように発行要綱を改正し、**申請時の添付書類を変更**するとともに、各地方農政局等においても**審査の強化**を図ります。また、審査において現地確認を行う場合があるので、**今後は出港後の申請受付及び発行は行わない**こととします。
- 申請内容に不備があった際には、審査に時間を要することになります。出港までに審査を終える必要がありますので、申請に際しては時間に余裕をもって申請してください。
- なお、各国向け原産関連証明書の発行申請に際しては、以下発行要綱に基づき申請いただいておりますが、**申請内容に虚偽又は不実であると認められる場合やその疑いがある場合には、発行要綱7に基づき、発行を行いません。**

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第53条

（輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等）

第五十三条 主務大臣は、第五章第一節の規定の施行に必要な限度において、**第十五条第一項**から第三項までの規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第一項から第三項までの規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の事業を行う場所（以下「事業所等」と総称する。）に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

5 **第十五条第一項**若しくは第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第一項若しくは第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等が、**第一項**若しくは**第二項**の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、主務大臣又は都道府県知事等は、それぞれ、自らが行った輸出証明書の発行又は適合施設の認定を取り消すことができる。

# 変更点①：確認書（別記様式4）の記載方法の変更



確認書（別紙様式4）について、作成者の要件及び記載事項を一部変更します。

## （1）作成者要件の変更

加工された食品等を輸出する場合、確認書を作成するのは、製造者(商品ラベルに記載のある販売者を含む)とします。これまでのように、申請者が取引先等に電話や現物確認等により確認して作成したものは使用できません。

なお、未加工品を輸出する場合については、これまでどおり変更はありません。

## （2）記載事項の変更

加工された食品等において、「製品の流通ルート」の記載は不要とします。

# 変更点②：加工された食品等の製造施設等の確認資料の変更



加工された食品等の製造施設等の確認資料を変更します。

発行要綱 別紙5の1

加工された食品等の申請の際には、以下のいずれかの資料が必要となります。

- ① 製造者（商品ラベルに記載のある販売者を含む）が作成した確認書
- ② 申請に係る実際に輸出する食品等の実物の写真及び撮影場所が分かる資料として撮影した写真に関する情報申告書

なお、未加工品についての確認資料は変更ありません。

生産・製造・加工・保管施設の名称・所在地の確認資料（確認できるいずれかの資料を提出）※1

輸出する食品等の種類		これから	これまで
加工された食品等	水産物以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造者（商品ラベルに記載のある販売者を含む）が作成した確認書（別記様式4-1）</li> <li>・申請に係る実際に輸出する食品等の実物の写真及び撮影場所が分かる資料として撮影した写真に関する情報申告書（別記様式4-2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品ラベルのコピーや写真</li> <li>・販売者名及び製造所固有記号の記載がある商品表示、製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面※2、納品書等※3並びに営業許可証</li> <li>・取引先又は申請者本人による確認書（別記様式4）</li> </ul>
	水産物		生産・製造・加工・保管施設の名称・所在地が確認できる、公的な存在証明 （例：営業許可証、公共料金の請求書 等）
未加工の食品等	水産物以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品ラベルのコピーや写真</li> <li>・販売者名及び製造所固有記号の記載がある商品表示、製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面※2、納品書等※3並びに営業許可証</li> <li>・取引先又は申請者本人による確認書（別記様式4）</li> </ul>	
	水産物	生産・製造・加工・保管施設の名称・所在地が確認できる、公的な存在証明 （例：営業許可証、公共料金の請求書 等）	

※1：申請者が商品ラベルに記載された製造者又は販売者、生産者の場合は、いずれの書類も提出不要。

※2：商品ラベルに記載された製造者又は販売者、生産者に文書やメールで確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記載した確認書類を含む。

※3：取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類を含む。

## ◇ 「申請に係る実際に輸出する食品等の実物の写真」とは



次の（１）～（４）を満たす必要があります。

- （１） 実際に輸出する商品に係る事業者（倉庫業者、運送業者又は通関業者等をいう。ただし、申請者及び当該商品の仕入れに係る事業者を除く）が写真撮影すること
- （２） 撮影日を明らかにすること
- （３） 輸出する商品の商品名ごとかつ製造所（製造所固有記号）ごとに、商品の包装表示全体の内容が確認できること
- （４） 輸出する荷姿全体が確認できること（梱包総数が計算可能な状態であること）

# ◇ 「申請に係る実際に輸出する食品等の実物の写真」の条件



(1) 実際に輸出する商品に係る事業者（倉庫業者、運送業者又は通関業者等をいう。ただし、申請者及び当該商品の仕入れに係る事業者を除く）が写真撮影すること

ポイント：

- ✓ 申請者や当該商品の仕入れに係る事業者（例えば、卸売事業者・小売事業者等）は写真撮影者から除きます
- ✓ 写真の撮影者に関する情報は、撮影場所の情報とともに、写真に関する情報申告書（別記様式4-2）を記入して申請に添付してください

(2) 撮影日を明らかにすること

ポイント：

- ✓ 原則、撮影日当日に発刊された全国紙又は地方紙の1面と一緒に撮影してください
- ✓ 日付変更が可能なデジタル時計等は使用できません
- ✓ 同じ商品、同一製造ロット番号であっても、別の申請に用いた写真の使いまわしはできません

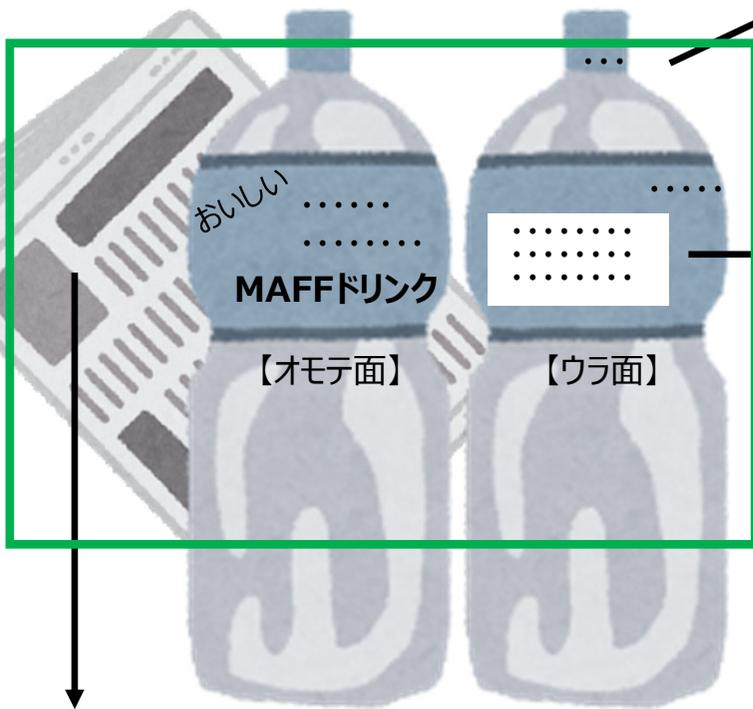
# ◇ 「申請に係る実際に輸出する食品等の実物の写真」の条件

(3) 輸出する商品の商品名ごとかつ製造所（製造所固有記号）ごとに、商品の包装表示全体の内容が確認できること（近影）

ポイント：食品等のオモテ面・ウラ面等（商品によっては底面も）について、記載内容がわかるように撮影します

## 撮影するときのポイント例

✓ 記載内容が確認できるように撮影してください



【キャップの記載内容】

20xx.xx.xx +ZZ  
AA

✓ 実際に輸出する全ての商品の種類（味違い、容量違い等）を確認するため、商品名ごとかつ製造所（製造所固有記号）ごとに写真が必要です

【ウラ面の記載内容（一部）】

名称： 果実ミックスジュース  
原材料名： りんご（○県産）、砂糖、香料、…  
内容量： 500mL  
賞味期限（開栓前）： キャップに記載  
保存方法： 直射日光を避け、常温で保存  
製造者： 農林水産省株式会社  
〒100-8750東京都千代田区霞が関1-2-1  
**製造所固有記号は、賞味期限の右に記載**

✓ 原則撮影日当日に発刊された全国紙又は地方紙の1面と一緒に、撮影してください（発刊日と紙名が一緒に写っている必要があります）

✓ 撮影時のフラッシュによる表面反射により、表示内容が見えなくなっていないか確認してください

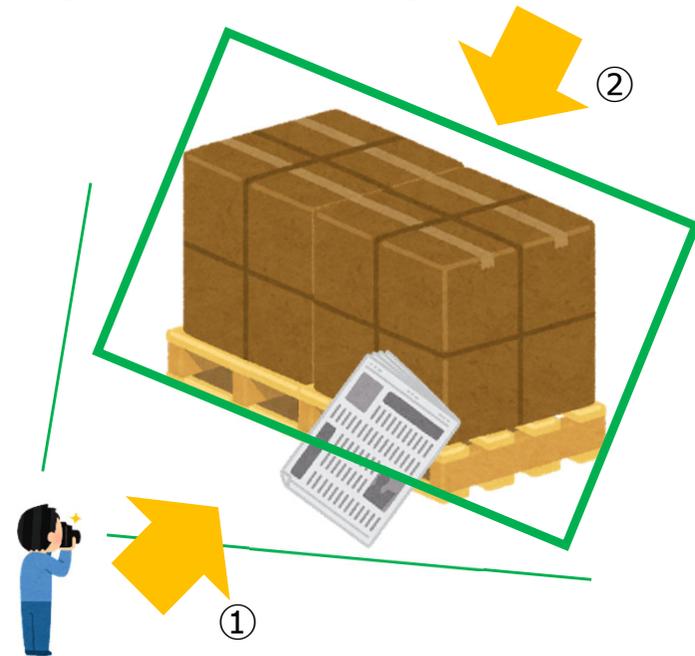
# ◇ 「申請に係る実際に輸出する食品等の実物の写真」の条件

## (4) 輸出する荷姿全体が確認できること（梱包総数が計算可能な状態であること）（遠影）

ポイント：

- ✓ 全体数量が確認できるよう（梱包総数が計算できるよう）に撮影します
- ✓ 外箱に商品名や製造所（製造所固有記号）、製造ロット番号等の情報が印字されている場合は、それらが映るように撮影します
- ✓ 数量が多い場合は、分割して写真撮影することも可能です（複数方向から撮影することで、全体数量が確認できればよい）

### 撮影するときのポイント例



- ✓ 原則撮影日当日に発刊された全国紙又は地方紙の1面と一緒に、撮影してください（発刊日と紙名が一緒に写っている必要があります）

### 遠影イメージ



3段×6箱 = 18箱

（製造ロット番号等は印字が小さい場合、遠影で識別可能である必要はありません）

※試写には官報を使用

# ◆ 製造所固有記号について

- 一部食品を除き加工食品及び添加物の**各製造所（工場）の所在を表す記号**。
- 食品表示法（平成25年法律第70号）では、製造所の名称と所在地の記載を義務付け。一方で、同一製品を2か所以上の工場（製造委託等）で製造する場合は、製造所の名称と所在地に代えてあらかじめ消費者庁長官に届け出た製造所固有記号を用いた表示が可能（必ず使用しなければならないものではない）。
- ✓ 製造所固有記号が記載されている場合は、**消費者庁HP「製造所固有記号制度届出データベース」にて検索し、製造施設の所在地を必ず確認**してください

## 製造所固有記号検索

➤ 製造所固有記号検索画面（消費者庁HP）  
<https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cksc01/>

### 製造所固有記号検索

製造所固有記号 <b>※入力必須</b>	<input type="text"/>	※完全一致検索
製造者又は販売者	<input type="text"/>	※部分一致検索 ※株式会社、(株)、㈱、株などの法人の形態を示す文字の入力は不要です。
住所	<input type="text"/>	※前方一致検索
履歴を含めて検索	<input type="checkbox"/>	

※各検索項目は、単一のキーワードのみ入力が可能です。複数のキーワードによる検索は行えません。  
 ※検索結果が多い場合は、製造者又は販売者、住所を入力し検索してください。

検索

閉じる

Copyright © 2015 Consumer Affairs Agency, Government of Japan. All Rights Reserved.

①商品を確認し、必要事項を入力して検索

(例) 中国の規制10都県:

福島県、宮城県、茨城県、栃木県、  
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、  
長野県

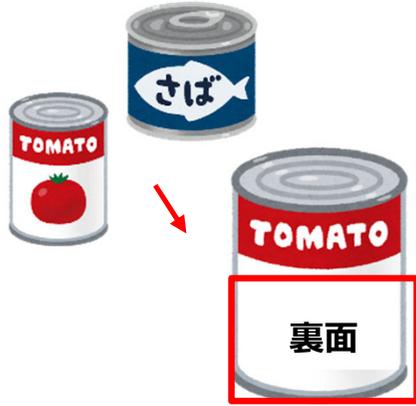
②検索結果を確認し、製造所が規制対象でないか確認

法人番号	製造者又は販売者	住所	製造所固有記号	製造者の名称	製造所の所在地

# ◆ 製造所又は製造所固有記号の表示例

## ■ 「製造所」が記載されている場合

名称  
 原材料名  
 内容量  
 賞味期限  
 保存方法  
 販売者  
**製造所**



## ■ 「製造所固有記号」が記載されている場合

名称  
 原材料名  
 内容量  
 賞味期限  
 保存方法  
 製造者  
 (製造所固有記号はこの面の右側に記載)



## ■ 「製造所固有記号」が記載されている場合 (例：缶)



名称  
 原材料名  
 内容量  
 賞味期限：缶底上段に記載  
 販売者  
 (缶底下段は製造所固有記号)

## ■ 「製造所固有記号」が記載されている場合

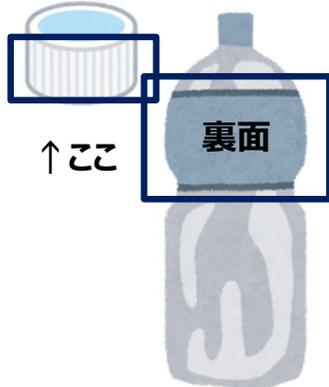
賞味期限  
**製造所固有記号**  
 製造所固有記号  
 .....

名称  
 原材料名  
 内容量  
 賞味期限：この面に記載  
 保存方法  
 販売者  
**製造所固有記号**：この面の右上に記載



## ■ 「製造所固有記号」が記載されている場合 (例：ペットボトル)

名称  
 原材料名  
 内容量  
 賞味期限：キャップに記載  
 保存方法  
 販売者  
 (製造所固有記号は賞味期限の右に記載)



## 変更点③：確認書類の変更

申請に必要な流通ルート（原料、製品）についての確認書類を提出不要とします。  
また、加工された食品等については、生産・加工年月日についての確認書類を提出不要とします。

発行要綱 別紙5の2（4）

確認事項	確認書類（これまで）
①食品等の主原料が指定地域以外で生産されたことを確認するため、原料の名称、産地及び使用割合がわかる書類	<p>確認できる次のいずれかを提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造者等による製品仕様書等（商品名原料産地等の記載があるもの）</li> <li>・申請者本人又は取引先による確認書（別記様式4）</li> <li>・その他客観的に確認できる書類</li> </ul>
②原料の産地（水産物については漁獲水域、水産加工品については原料の漁獲水域）から工場、工場から輸出先までのルート及び輸送手段を確認するため、それが分かる書類	<p>確認できる以下いずれかを提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原料や商品の産地、工場、港湾等の施設名・地域名等の記載がある納品書等（同商品名・水量等の記載があるもの）</li> <li>・原料や商品の産地、工場、港湾等の施設名・地域名等の記載がある申請者本人又は取引先による確認書（別記様式4）</li> <li>・その他同項目を客観的に確認できる書類</li> </ul>

→ 今後、①及び②を確認できる書類の提出は**不要**となります。  
（原料の名称や産地等について、**必要に応じて客観的に確認できる書類の提出を求めています。**また、水産物の場合は、引き続き、「漁獲した漁獲者から製品の輸出に至るまでの全ての取引に係る売買関係書類」が必要です）

確認事項	確認書類（これまで）
③商品の生産・加工年月日を確認するため、それが分かる確認書類	<p>確認できる次のいずれかを提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品ラベルのコピーや写真</li> <li>・生産・製造記録に係る書類</li> <li>・製造年月日から賞味期限までの期間に関する生産者・製造者による確認書及び賞味期限の記載がある商品ラベルのコピーや写真</li> <li>・商品名の記載がある取引先の納品書等</li> <li>・商品名等の記載がある取引先又は申請者本人による確認書（別記様式4）</li> </ul>

→ 加工された食品等については、③を確認できる書類の提出も**不要**となります。  
（必要に応じて、報告を求めるほか、**現地確認及びその他調査を実施することがあります**）

## 変更点④：出港後申請及び発行の取扱い



- 原発関連証明書に限らず、輸出証明書の発行に当たっては、発行申請先の地方農政局等において、申請内容の審査を行っています。
- 審査において確認が必要な場合、発行要綱に基づき**地方農政局職員等による現地確認を行います。**
- 輸出証明書については、貨物が確認可能なときに発行するものであり、**出港後は貨物の確認が行えないため、輸出証明書の申請受付及び発行を行いません。**
- 出港日直前に申請がされると、出港日までに審査が終わらない可能性がありますので、時間に余裕をもって（出港の5営業日前まで）申請してください。なお、申請不備による修正依頼や現地確認を行うことがあるので、速やかに対応してください。